

信託業法の一部を改正する法律案（閣法第三八号）（衆議院送付）要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

一、公益信託の引受け等に関する信託業法の規制の適用の整理

公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業法第三条の規定による信託業の免許又は同法第六十七条の規定による信託契約代理業の登録等に係る規定の適用を除外する。

二、施行期日

この法律は、公益信託に関する法律の施行の日から施行する。